

川崎市高津区選挙管理委員会告示第 3 7 号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程（令和 5 年川崎市高津区選挙管理委員会告示第 2 2 号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 石 貫 玲 子

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程（令和５年川崎市高津区選挙管理委員会告示第２２号）の一部を次のように改正する。

第１号様式、第１２号様式及び第１９号様式中

「☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」

を

「☐個人番号カード」

に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この規程は、令和８年１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正前の規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。